

最近の大規模自然災害への対応及び 消防防災体制の整備

1 令和2年7月豪雨による被害及び 消防機関等の対応状況

(1) 災害の概要

ア 気象の状況

令和2年7月3日から31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が断続して流れ込み、各地で大雨となった。

同月3日から8日にかけて、梅雨前線が華中から九州付近を通って東日本にのびてほとんど停滞した。前線の活動が非常に活発で、西日本や東日本で大雨となり、特に九州では4日から7日にかけて記録的な大雨となった。また、岐阜県周辺では6日から激しい雨が断続的に降り、7日から8日にかけて記録的な大雨となった（特集1-1図）。

この大雨に関し、気象庁は、同月4日4時50分に

熊本県、鹿児島県、6日16時30分に福岡県、佐賀県、長崎県、8日6時30分に岐阜県、6時43分に長野県の合計7県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼び掛けた。

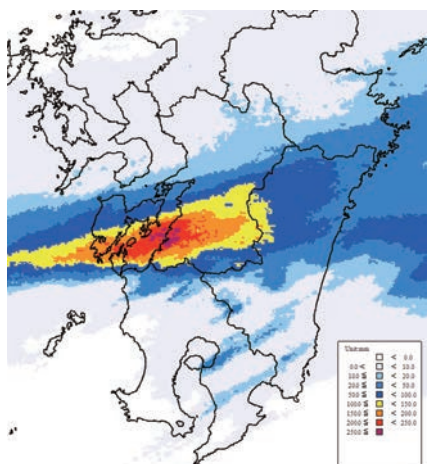
その後も前線は本州付近に停滞し、同月13日から14日にかけて中国地方を中心に、27日から28日にかけて東北地方を中心に大雨となった。

同月3日から31日までの総降水量は、長野県や高知県の多いところで2,000ミリを超えたところがあり、九州南部、九州北部地方、東海地方及び東北地方の多くの地点で24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えた（特集1-2図）。

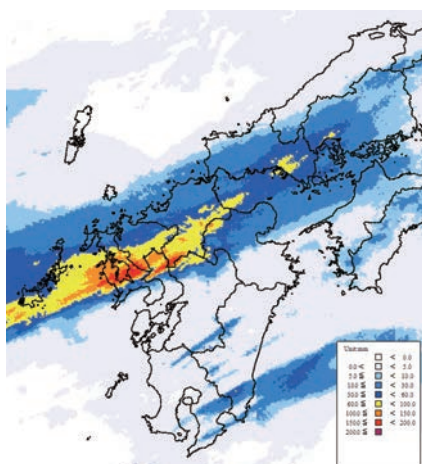
また、西日本から東日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定となり、埼玉県三郷市で竜巻が発生したほか、各地で突風による被害が発生した。

気象庁は、同月3日から31日にかけての一連の大雨について、その名称を「令和2年7月豪雨」と定めた。

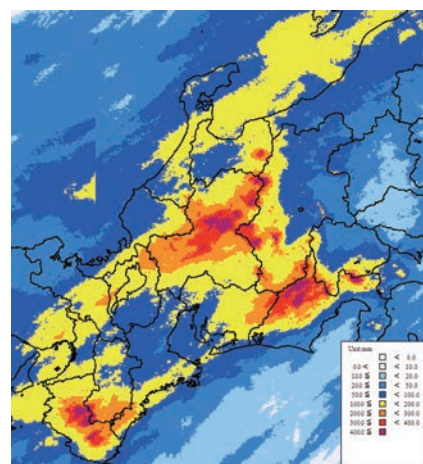
特集1-1図 大雨特別警報を発表した各地の解析雨量



7月4日5時の3時間降水量
(備考) 気象庁提供

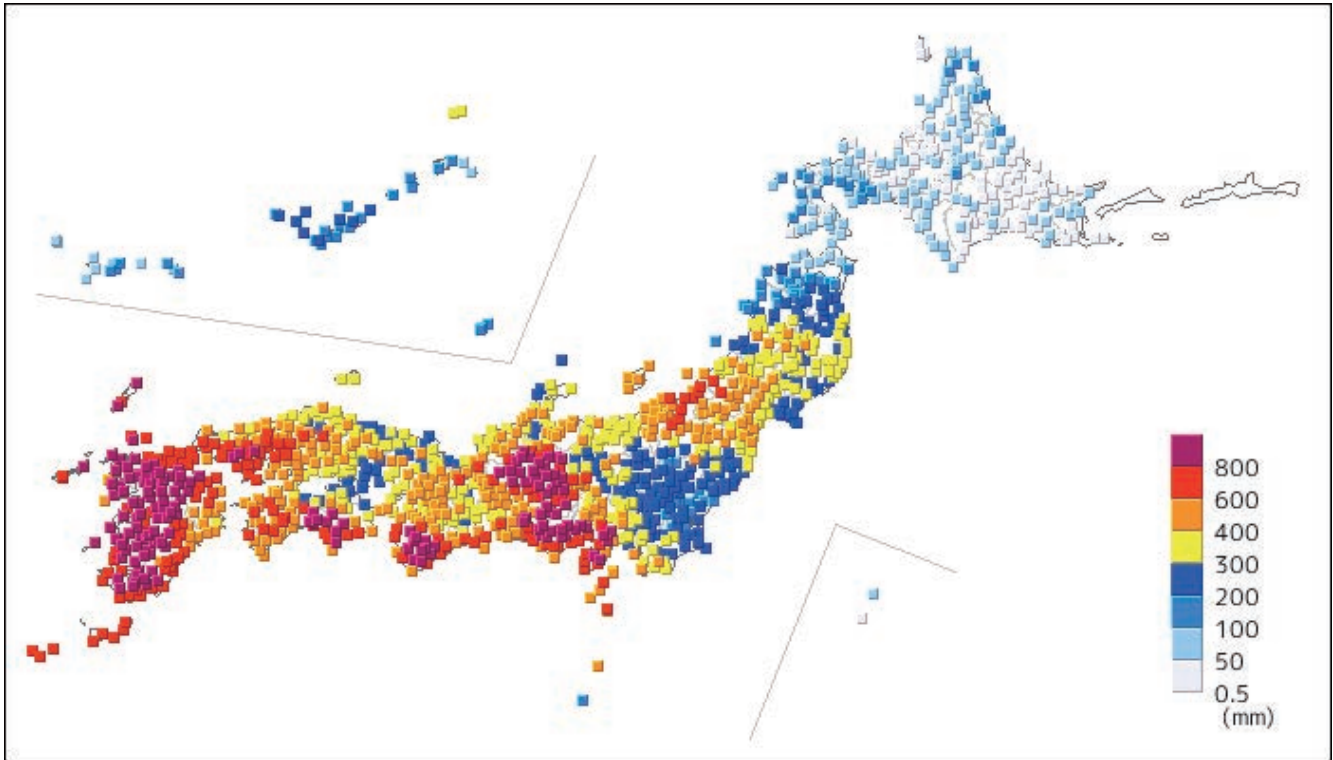


7月6日16時の3時間降水量



7月8日7時の48時間降水量

特集 1-2 図 降水量の分布図（期間：7月3日0時～31日24時）



(備考) 気象庁提供



熊本県八代市

(福岡市消防局消防航空隊提供)



熊本県球磨村

(人吉下球磨消防組合消防本部提供)

イ 被害の状況

この記録的な大雨により、各地で河川の氾濫、浸水や土砂崩れ等が発生し、九州を中心に84人の死者のほか、1万6,000棟を超える住家被害が発生するなど甚大な被害となった。

この大雨の影響により、北海道を除く全国各地の市町村において避難指示（緊急）^{*1}及び避難勧告^{*2}等が発令され、ピーク時における避難者数が1万人超に達した。

また、孤立地域が発生したり、停電、断水等ライフラインへの被害や鉄道の運休等の交通障害が発生したりするなど、住民生活に大きな支障が生じたほか、熊本県八代市坂本支所、人吉下球磨消防組合消防本部及び大分県日田市天瀬振興局においては、庁舎の浸水が発生した。

なお、今回の令和2年7月豪雨による各地の被害状況は、特集 1-1 表のとおりである。

* 1 避難指示（緊急）：災害対策基本法第60条第1項の規定により、市町村長が急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること（避難勧告より緊急度が高い。）。

* 2 避難勧告：災害対策基本法第60条第1項の規定により、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。

特集 1-1 表 被害状況（人的・住家被害）

（令和2年11月13日現在）

都道府県	人的被害（人）					住家被害（棟）					
	死者	行方不明者	負傷者		合計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
			重傷	軽傷							
青森										1	1
岩手										32	32
秋田								3	10	77	90
山形			1		1	1	62	8	148	554	773
福島				1	1					22	22
栃木										2	2
群馬								1			1
埼玉								67			67
千葉										2	2
神奈川				1	1			5	1	9	15
新潟									2	49	51
富山	1				1					1	1
福井										3	3
山梨										4	4
長野	1		2		3		1	14	3	97	115
岐阜			1	1	2	6	36	88	51	306	487
静岡	1				1		1	15	6	59	81
愛知							1	8		20	29
三重								9	7	8	24
滋賀									1	12	13
京都				2	2		1	5		29	35
兵庫									4		4
奈良									1	2	3
和歌山				1	1			3		1	4
島根						2	40	3		52	97
岡山							1			14	15
広島	2		2	1	5	1	1	15	4	111	132
山口							4		17	193	214
徳島						1					1
愛媛	2			1	3	1	3	4	2	56	66
福岡	2		1	5	8	13	898	1,128	371	1,931	4,341
佐賀				3	3	2	9	15	16	144	186
長崎	3		1		4	3	3	4	132	130	272
熊本	65	2	2	35	104	1,476	3,057	1,867	744	637	7,781
大分	6			2	8	69	210	200	237	399	1,115
宮崎						4	3		2	13	22
鹿児島	1			4	5	26	35	64	136	305	566
合計	84	2	10	57	153	1,605	4,366	3,526	1,895	5,275	16,667

（備考）「消防庁とりまとめ報」により作成

（2）政府の主な動き及び消防機関等の活動 …

ア 政府の主な動き

政府においては、出水期を迎えるに際し、6月1日に「令和2年出水期の大雨」に関して官邸内に情報連絡室を設置し警戒に努めてきたが、7月4日、「令和

2年7月3日からの大雨」に関する官邸対策室へ改組した。

また、同日、内閣総理大臣から関係省庁に対し、①国民に対し、避難や大雨・河川の状況等に関する情報提供を適時的確に行うこと、②地方自治体とも緊密に連携し、浸水が想定される地区の住民の避難が確実に

行われるよう、避難支援等の事前対策に万全を期すこと、③被害が発生した場合は、被害状況を迅速に把握するとともに、政府一体となって、人命第一で災害応急対策に全力で取り組むこと、との指示が出された。

このほか、同日には、関係閣僚会議が開催され、また、5日には、令和2年7月豪雨非常災害対策本部^{*3}が設置され、同日に開催された第1回の会議において、内閣総理大臣から関係省庁に対し、被災者支援を迅速かつ強力に進めるため、各省横断の「被災者生活・生業再建支援チーム」を設置する旨の指示が出された。このほか30日に開催された第12回の会議において、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」が決定されるなど、政府一体となった災害対応及び被災者支援が進められた。

これらの対応と並行して、被災地の状況を把握するため同月13日に内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣（防災）が熊本県を訪問し、被災現場を視察した。

また、政府においては、令和2年7月豪雨による災害を特定非常災害^{*4}に指定（7月14日閣議決定、同日公布・施行）し、被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置を講じることとされたほか、同災害を非常災害^{*5}に指定（7月31日閣議決定、8月5日公布・施行）し、国が代行して災害復旧事業等に係る工事を行えるよう対策を講じた。

さらに、「令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害」（令和2年7月豪雨など梅雨前線等による一連の災害）を激甚災害^{*6}に指定（8月25日閣議決定、8月28日公布・施行）し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等の対策を講じる

こととされた。

このほか、応急対策職員派遣制度（被災市区町村応援職員確保システム）^{*7}に基づく被災自治体への応援職員の派遣が行われ、総務省職員を熊本県に派遣して情報収集を行った上で、7月4日以降、3市2町3村の災害マネジメントを支援するため、7県3市から延べ464人の総括支援チーム^{*8}を派遣し、災害対策本部の運営支援等を行った。さらに、3市2町3村への対口支援団体^{*9}を決定し、8日以降、5県6市から延べ5,903人の応援職員を派遣し、り災証明書に係る家屋調査や避難所運営等の支援を行った。

イ 消防庁の対応

消防庁においては、記録的な大雨により、重大な災害の起こるおそれが著しく高まったことから、7月4日4時50分に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部を設置（第2次応急体制）し、さらに、同日7時15分に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組（第3次応急体制）し、全庁を挙げて災害対応に当たった。

対応に当たっては、同日以降、14県の緊急消防援助隊に対して、順次、被害の甚大な熊本県、長野県、宮崎県及び島根県への出動を求め又は指示した（緊急消防援助隊の活動等の詳細については「オ 緊急消防援助隊の活動」に記載）。

あわせて、被災自治体の災害対応を支援するとともに、緊急消防援助隊の円滑な活動調整、さらには政府の災害対応に必要な情報の収集を行うため、同日以降、熊本県をはじめ被災4県及び地元消防本部等に

- *3 非常災害対策本部：非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第40条第2項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。
- *4 特定非常災害：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項に基づき、被災者の権利利益の保全等を図るための措置を講ずることが特に必要と認められる著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定される災害
- *5 非常災害：大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、特別の措置が必要と認められる災害として、大規模災害からの復興に関する法律第2条第9号に基づき政令で指定される災害
- *6 激甚災害：国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に基づき政令で指定される災害
- *7 応急対策職員派遣制度（被災市区町村応援職員確保システム）：大規模災害時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みであり、その運用に当たっては、本システムにおける関係機関である、地方公共団体、地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）、指定都市市長会、内閣府及び消防庁と総務省とが協力して実施することとしている。
- *8 総括支援チーム：被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員（地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者）及び災害マネジメント支援員（災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者）等で編成し、被災市区町村に派遣するチーム
- *9 対口支援団体：自らが完結して応援職員を派遣するために、原則として1対1で被災市区町村ごとに割り当てられた都道府県又は指定都市

対し、12日間にわたり計19人の消防庁職員を派遣した。

このほか、同月6日には、各都道府県等に対し「令和2年7月豪雨に対応した危険物関係法令の運用について」（令和2年7月6日付け消防危第173号消防庁危険物保安室長通知）を发出し、豪雨被害を受けた危険物施設の迅速な点検及び安全の確保等について施設関係者への周知を要請した。また、7日には各都道府県等に対し「令和2年7月豪雨に伴う通電火災対策の徹底について」（令和2年7月7日付け消防庁予防課事務連絡）を发出し、通電火災対策について、地域住民及び防火対象物の関係者への周知を要請した。この後、14日には、令和2年7月豪雨による災害が特定非常災害に指定されたことを受け、「令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布・施行に伴う消防法令の運用について」（令和2年7月14日付け消防予第195号消防庁予防課長、消防危第180号危険物保安室長通知）を、あわせて「令和2年7月豪雨に対応した消防法令の運用について」（令和2年7月14日付け消防予第196号消防庁予防課長通知）を、また、激甚災害に指定される見込みとなったことを受け、「令和2年7月豪雨に対応した消防関係手数料の減免措置について」（令和2年7月14日付け消防予第197号消防庁予防課長、消防危第181号危険物保安室長通知）を各都道府県等に対し发出した。

さらに、各都道府県等に対し「熱中症予防対策の強化について（周知）」（令和2年7月15日付け消防庁救急企画室事務連絡）を发出し、被災地における熱中症に係るリスクの増加への対応を周知したほか、「令和2年7月豪雨に係る救助活動等に従事した消防職団員の惨事ストレス対策等について」（令和2年7月17日付け消防庁消防・救急課、国民保護・防災部地域防災室事務連絡）を发出し、緊急時メンタルサポートチームを必要に応じて活用するよう周知した。

ウ 被災自治体の対応

この大雨により、山形県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、広島県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県の11県に災害対策本部が設置され、甚大な被害に見舞われた熊本県など5県から自衛隊に対し災害派遣が要請されるとともに長野県、鳥根県、熊本県及び宮崎県から緊急消防援助隊の応援が要請された。

また、被災市町村では、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、順次、

避難指示（緊急）及び避難勧告等を発令し、早期の避難を呼び掛けた。

このほか、被災県においては、令和2年7月豪雨により甚大な被害が発生した9県の49市36町13村に対し、災害救助法の適用を決定するとともに、5県52市町村に対し被災者生活再建支援法の適用を決定した。

エ 消防本部及び消防団の対応

（ア）消防本部

甚大な被害に見舞われた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急活動等に当たったが、河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害による道路の通行止めなどの影響により、被災現場に近づくことができず、その活動は困難を極めた。

これらの地域では、地元消防本部が消防団や県内消防本部からの応援隊と協力し、住民の避難誘導、救命ボート及び消防防災ヘリコプターを活用した救助活動、行方不明者の捜索などを懸命に行った。

また、熊本県芦北町で発生した工場火災における消火活動や、長崎県大村市で発生した重油の流出事故に対するオイルフェンス展開等による流出防止措置を実施した。

（イ）消防団

熊本県や福岡県、岐阜県内の市町村をはじめ、甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、大雨に備え、危険箇所の巡視・警戒や広報車を活用した早期避難の呼び掛け、住民の避難誘導等を実施した。

また、発災後においても、消防団は、ボートによる救助活動や行方不明者の捜索等を行ったほか、瓦礫や流木の撤去や浸水により孤立した集落への物資運搬、



浸水地域での救助活動
（熊本県相良村消防団提供）

住民の安否確認のための戸別訪問等を長期間にわたり実施した。

オ 緊急消防援助隊の活動

7月4日以降、消防庁長官から出動の求め^{*10}又は指示^{*11}を受けた14県の緊急消防援助隊は、迅速に出動し、15日まで活動した(特集1-2表)。当初、熊本県知事からの要請に基づく、消防庁長官の求めによる出動としていたところ、その後、広範囲にわたる災害の情勢が明らかになり、5日に政府の非常災害対策本部が設置されたことから、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画^{*12}(以下、本特集において「基本計画」という。)の規定を

踏まえ、同日の17時00分に令和2年7月豪雨における4日からの一連の緊急消防援助隊の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。4県に出動した緊急消防援助隊は、4日から15日までの12日間にわたり活動し、出動隊の総数^{*13}は、532隊、1,999人(延べ活動数^{*14}1,229隊、4,866人)となった。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、初めての緊急消防援助隊の出動であり、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用や手指消毒を徹底した活動、スペースに余裕を持った体育館での宿営、モバイル端末を用いたWeb会議による活動調整会議等を実施した。

なお、現行の基本計画において新設された航空指揮支

特集1-2表 緊急消防援助隊の出動状況

出動要請日	熊本県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援部隊	陸上隊	航空隊
7月4日	福岡市消防局、北九州市消防局、熊本市消防局、宮崎県	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県	岡山県、広島市消防局、愛媛県、福岡市消防局、北九州市消防局、長崎県、大分県(※)、鹿児島県
7月6日		山口県	
7月8日			島根県
活動期間：7月4日～15日(12日間) 出動隊の総数：529隊、1,981人 延べ活動数：1,218隊、4,800人			
※ 7月13日に宮崎県へ部隊移動			

出動要請日	長野県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援部隊	陸上隊	航空隊
7月8日			埼玉県
活動期間：7月8日～14日(7日間) 出動隊の総数：1隊、6人 延べ活動数：7隊、42人			

出動要請日	宮崎県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援部隊	陸上隊	航空隊
7月13日			大分県
活動期間：7月13日～14日(2日間) 出動隊の総数：1隊、5人 延べ活動数：2隊、10人			

出動要請日	島根県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援部隊	陸上隊	航空隊
7月14日			鳥取県
活動期間：7月14日～15日(2日間) 出動隊の総数：1隊、7人 延べ活動数：2隊、14人			

*10 消防庁長官による出動の求め：消防組織法第44条第1項、第2項又は第4項の規定に基づき、消防庁長官から災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県知事又は当該災害発生市町村以外の市町村長に対し緊急消防援助隊の出動のための必要な措置を求めること。
 *11 消防庁長官による出動の指示：消防組織法第44条第5項の規定に基づき、消防庁長官から災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県知事又は当該都道府県内の市町村長に対し緊急消防援助隊の出動のための必要な措置を指示すること。
 *12 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」：本白書第2章第8節2を参照
 *13 出動隊の総数：出動した隊数・隊員数の実総数
 *14 延べ活動数：日毎の活動した隊数・隊員数を活動期間中累計した数

援隊及び土砂・風水害機動支援部隊が初めて出動した。

(ア) 熊本県

福岡市消防局統括指揮支援隊は、熊本県消防応援活動調整本部において、熊本県、熊本県内消防本部及び消防庁派遣職員のほか、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT^{*15}、JAXA^{*16}等の関係機関とも連携し、被害情報の収集・整理、緊急消防援助隊の活動管理等を行った。

宮崎県防災救急航空隊は、航空指揮支援隊として熊本県防災消防航空センターにおいて航空指揮支援本部を設置し、熊本県内に出動する航空小隊の活動管理等を行った。

熊本県内で緊急消防援助隊は7月4日から15日までの活動により367人を救助した。

a 芦北町

北九州市消防局指揮支援隊は、水俣芦北広域行政事務組合消防本部において、被害情報の収集・整理を実施するとともに、芦北町に派遣された陸上隊の活動管理等を行った。

陸上隊は、福岡県大隊、大分県大隊及び鹿児島県大隊が、ドローンや重機等を活用し、工場火災での消火活動や浸水した地域での捜索・救助活動を行った。

また、北九州市消防局指揮支援隊、福岡県大隊、大分県大隊及び鹿児島県大隊は7月5日に八代広域行政事務組合消防本部管内に部隊移動した(特集1-3図)。

航空小隊は、岡山県消防防災航空隊、愛媛県消防防災航空隊、福岡市消防航空隊、長崎県防災航空隊、大分県防災航空隊及び鹿児島県防災航空隊が、孤立した地域での捜索・救助活動や上空からの情報収集を行った。

b 八代市

福岡市消防局指揮支援隊及び7月5日に芦北町から部隊移動した北九州市消防局指揮支援隊は、八代広域行政事務組合消防本部において、被害情報の収集・整理を実施するとともに、八代市に派遣された陸上隊の活動管理等を行った。

陸上隊は、長崎県大隊及び同日に芦北町から部隊移動した福岡県大隊、大分県大隊及び鹿児島県大隊、6日に出動した山口県大隊が、ドローンや重機等を活用した捜索・救助活動を行った。

また、北九州市消防局指揮支援隊、山口県大隊及び福岡県大隊は同月9日に人吉下球磨消防組合消防本部管内に部隊移動した(特集1-3図)。

航空小隊は、島根県防災航空隊、岡山県消防防災航空隊、広島市消防航空隊、愛媛県消防防災航空隊、福岡市消防航空隊、長崎県防災航空隊及び大分県防災航空隊が、孤立した地域での捜索・救助活動及び食糧等の物資輸送、活動現場への陸上隊員の輸送及び情報収集を行った。

c 人吉市、球磨村、山江村

熊本市消防局指揮支援隊及び7月9日に八代広域行政事務組合消防本部から部隊移動した北九州市消防局指揮支援隊は、人吉下球磨消防組合消防本部において、被害情報の収集・整理を実施するとともに、人吉市、球磨村及び山江村に派遣された陸上隊の活動管理等を行った。

陸上隊は、佐賀県大隊、宮崎県大隊及び同日に八代市から部隊移動した山口県大隊、福岡県大隊が、地元消防機関、警察及び自衛隊と連携し、浸水した地域の安否確認や水陸両用バギー・重機を活用した捜索・救助活動を行った(特集1-3図)。

航空小隊は、岡山県消防防災航空隊、広島市消防航空隊、福岡市消防航空隊、長崎県防災航空隊及び大分県防災航空隊が、孤立した地域での捜索・救助活動や活動現場への自衛隊員の輸送を行った。

(イ) 長野県

埼玉県防災航空隊は、7月8日に長野県へ出動し、増水した川の中州に取り残された作業員1人の救助活動を実施したほか、ヘリコプターテレビ電送システムを活用して、上空からの情報収集を行った。

(ウ) 宮崎県

7月13日に熊本県から部隊移動した大分県防災航空隊は、川の中州から住民1人の救助活動を行った。

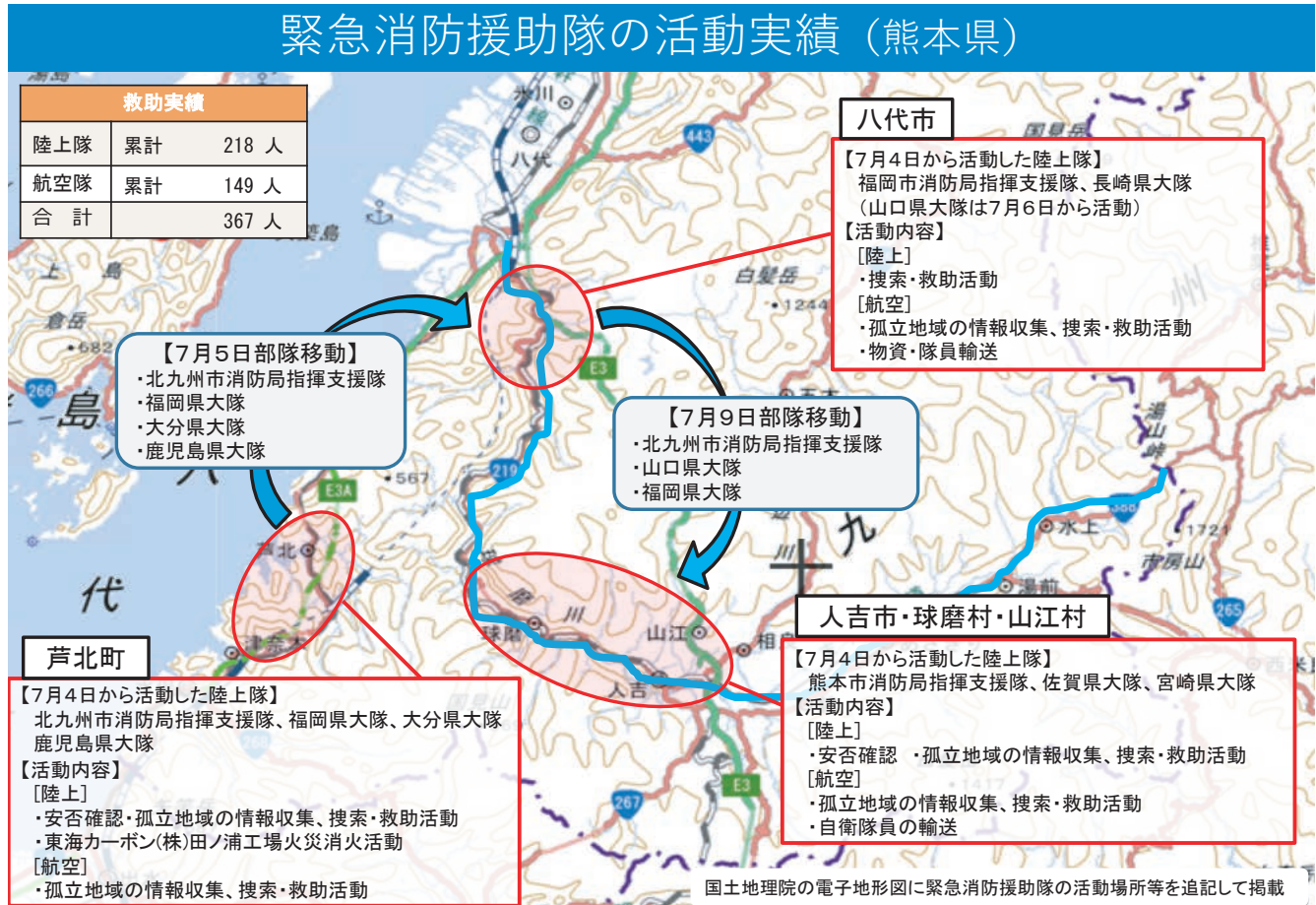
(エ) 島根県

鳥取県消防防災航空隊は、7月14日に島根県へ出動し、ヘリコプターテレビ電送システムを活用して、浸水地域において上空からの情報収集を行った。

*15 DMAT：災害発生直後の急性期（おおむね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームで、医師、看護師及び業務調整員で構成される。

*16 JAXA：国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構

特集 1-3 図 令和2年7月豪雨において熊本県に派遣された緊急消防援助隊の活動実績



消火活動（熊本県芦北町）
（福岡市消防局提供）



水陸両用バギーを活用した捜索活動（熊本県人吉市）



捜索活動（熊本県人吉市）
（佐賀広域消防局提供）



救助活動（熊本県八代市）
（下関市消防局提供）



救助活動（熊本県八代市）
（福岡市消防局提供）



搜索活動（熊本県八代市）
（鹿児島市消防局提供）



救助活動（長野県上田市）
（埼玉県防災航空隊提供）



重機を活用した搜索活動（熊本県球磨村）
（下関市消防局提供）

2

令和2年台風第10号による
被害及び消防機関等の対応状況

(1) 災害の概要

ア 気象の状況

令和2年9月1日21時に小笠原近海で発生した台風第10号は、発達しながら日本の南を西北西に進み、5日から6日にかけて大型で非常に強い勢力で沖縄地方に接近した。その後、勢力を維持したまま北上し、

6日から7日にかけて大型で非常に強い勢力で奄美地方から九州に接近した後、朝鮮半島に上陸し、8日3時に中国東北地区で温帯低気圧に変わった。

この台風により、宮崎県美郷町で同月4日から7日までの総降水量が599.0ミリとなり、宮崎県の4地点で24時間降水量が400ミリを超えたほか、台風を中心から離れた西日本や東日本の太平洋側で24時間降水量が200ミリを超える大雨となった。また、長崎県長崎市で最大風速44.2メートル、最大瞬間風速59.4メートルとなり、南西諸島や九州を中心に猛烈な風又

は非常に強い風を観測し、観測史上1位の値を超えるなど、記録的な暴風となった（特集 1-4 図、特集 1-5 図）。

イ 被害の状況

この台風による大雨と暴風により、九州地方を中心に3人の死者のほか、1,500棟を超える住家被害が発生した。これにより、九州地方を中心に多くの市町村において避難指示（緊急）及び避難勧告等が発令され、ピーク時における避難者数が17万人超に達した。な

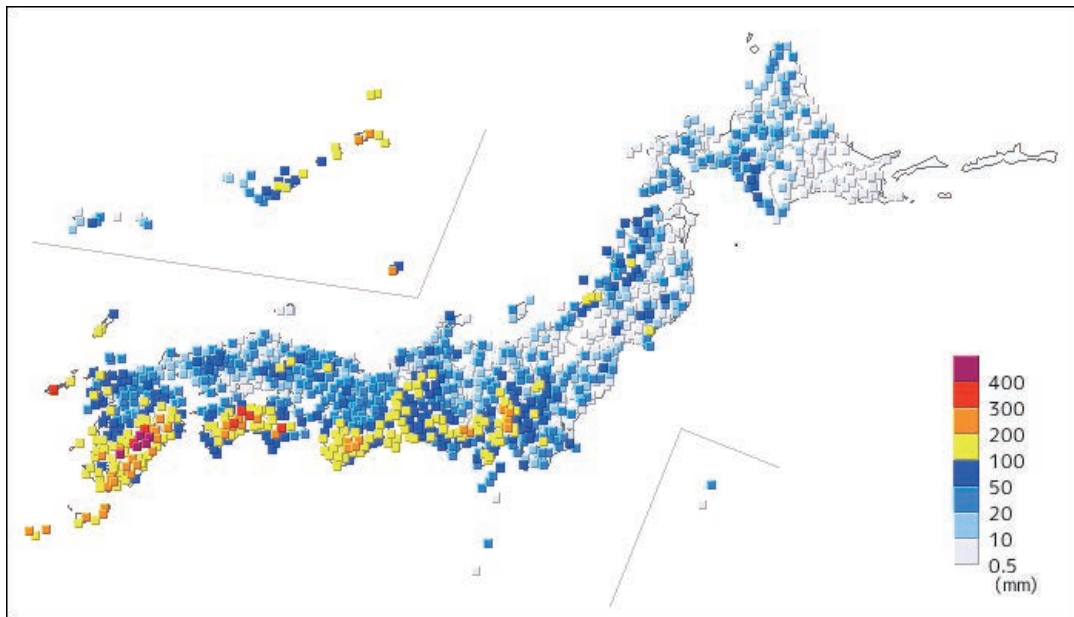
お、台風接近前に鹿児島県十島村及び三島村においては子ども、妊婦及び高齢者約370人が自衛隊のヘリコプター、フェリーにより島外避難を実施した。

また、宮崎県椎葉村において発生した土砂災害により、死者1人、行方不明者3人となっている。

このほか、停電、断水等ライフラインへの被害や鉄道の運休等の交通障害が発生するなど、住民生活に大きな支障が生じた。

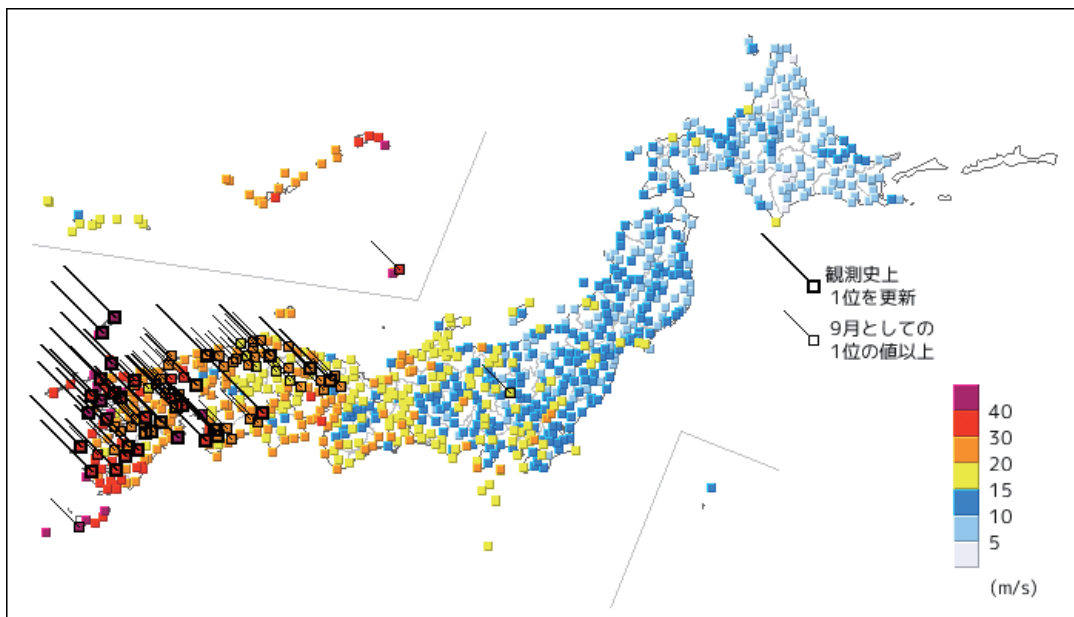
なお、今回の台風第10号による各地の被害状況は、特集 1-3 表のとおりである。

特集 1-4 図 降水量の分布図（期間：9月4日0時～7日24時）



（備考）気象庁提供

特集 1-5 図 期間最大瞬間風速（期間：9月4日0時～7日24時）



（備考）気象庁提供

特集 1-3 表 被害状況（人的・住家被害）

（令和2年11月13日現在）

都道府県	人的被害（人）					住家被害（棟）					
	死者	行方不明者	負傷者		合計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
			重傷	軽傷							
神奈川								1		1	2
愛知										26	26
三重									7	83	90
兵庫			1	7	8			1			1
和歌山			1		1						
島根				1	1			2		1	3
岡山				1	1			2			2
広島				2	2			3			3
山口				7	7		1	2			3
徳島			1	6	7			11			11
愛媛				1	1			1			1
福岡				13	13			40			40
佐賀	1		2	5	8			40			40
長崎			2	14	16	3	11	13			27
熊本			6	16	22		2	9			11
大分			1	1	2			39			39
宮崎	1	3	1	6	11	1		3		5	9
鹿児島	1		3	11	15	1	20	1,230	1	3	1,255
沖縄								1			1
合計	3	3	18	91	115	5	34	1,398	8	119	1,564

（備考）「消防庁とりまとめ報」により作成

（2）政府の主な動き及び消防機関等の活動 …

ア 政府の主な動き

政府においては、9月3日、官邸内に情報連絡室を設置して台風第10号への警戒を強化していたが、4日には、台風第10号が特別警報級の勢力まで発達して5日夜から7日にかけて沖縄地方から九州地方に接近又は上陸するおそれが生じたことから、4日、関係閣僚会議が開催され、会議後、内閣府特命担当大臣（防災）から国民に対して早期避難を求める呼び掛けが行われた。

台風第10号は、同月5日には特別警報級の勢力まで発達し、6日午前沖縄地方、同日午後にかけて奄美地方に接近する見込みとなり、その後も特別警報級の勢力を維持したまま同日午後から7日にかけて九州に接近又は上陸するおそれとなった。また、九州では、国管理の大きな河川を含む多くの河川で現状の整備水準を超える規模の雨量が予測され、氾濫の危険性が高まった。このため、台風の接近又は上陸に備えて、暴風域に入り避難に支障が生じる前に、躊躇なく避難勧

告等が発令され、早急な住民の避難が行われるよう、関係都道府県知事に対して「台風第10号に係る早急な避難について」（令和2年9月5日付け内閣府政策統括官（防災担当）、消防庁次長、厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官、国土交通省水管理・国土保全局長、気象庁次長事務連絡）を发出するとともに、内閣府特命担当大臣（防災）から関係都道府県の知事に対して、また、消防庁幹部から関係都道府県の危機管理監等に対して、電話による要請を行った。

同月6日には、官邸の体制を官邸対策室に改組するとともに、台風第10号の接近に備えて、内閣府特命担当大臣（防災）から国民に対して早期避難を求める緊急の呼び掛けが行われるとともに、関係閣僚会議が開催された。

イ 消防庁の対応

消防庁においては台風第10号の接近に備え、9月3日11時30分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、情報収集体制の強化を図るとともに、台風第10号による記録的な暴

風雨により、重大な災害の起こるおそれ著しく高まったことから、6日9時40分に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組（第3次応急体制）し、全庁を挙げて災害応急対応に当たった。

対応に当たっては、同月3日、各都道府県及び指定都市に対して「台風第10号についての警戒情報」を发出し、警戒を呼び掛けるとともに、関係府県に対して「令和2年台風第10号への緊急消防援助隊の対応について」（令和2年9月3日付け消防庁広域応援室事務連絡）を发出し、被災自治体からの緊急消防援助隊の派遣要請に対して迅速に出動するための事前準備を要請した。また、各都道府県等に対して「令和2年台風第10号への消防防災ヘリコプターの対応について」（令和2年9月3日付け消防庁広域応援室長事務連絡）を发出し、消防防災ヘリコプターを活用した迅速な被害情報の収集等を要請したほか、「台風第10号に伴う通電火災対策の徹底について」（令和2年9月3日付け消防庁予防課事務連絡）を发出した。

同月7日には、各都道府県等に対して「令和2年台風第10号に対応した危険物関係法令の運用について」（令和2年9月7日付け消防危第224号消防庁危険物保安室長通知）及び「風水害に伴う長時間停電を踏まえた防火対策の徹底について」（令和2年9月7日付け消防予第278号消防庁予防課長、消防危第225号危険物保安室長通知）を发出し、風水害発生時における危険物施設の安全性確保等について施設関係者への周知を要請し、また、関係都道府県に対して「大規模停電下における熱中症の予防対策について」（令和2年9月7日付け消防庁国民保護・防災部防災課長、消防・救急課救急企画室長事務連絡）を发出し、熱中症対策

の住民への広報等について、積極的な対応に努めるよう要請した。

このほか、宮崎県椎葉村で発生した土砂災害における救助・捜索活動を支援するため、同月9日以降、椎葉村に対し、9日間にわたって計6人の消防庁職員を派遣した。

ウ 被災自治体の対応

台風第10号の影響により、愛知県、三重県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の10県に災害対策本部が設置され、鹿児島県及び沖縄県から自衛隊に対し災害派遣が要請された。

また、被災市町村では、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、順次、避難指示（緊急）及び避難勧告等を発令し、早期の避難を呼び掛けた。

エ 消防本部及び消防団の対応

（ア）消防本部

宮崎県や鹿児島県をはじめ台風による被害を受けた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急活動に当たったほか、電力復旧支援のために鹿児島県防災航空隊による電力会社職員の離島への輸送や、宮崎県椎葉村で発生した土砂災害に対して宮崎県防災救急航空隊による河川上空からの情報収集・調査、宮崎市消防局、都城市消防局及び宮崎県東児湯消防組合消防本部のドローン捜索をはじめ日向市消防本部によるダム湖堰堤の監視活動を実施した。

下記掲載写真はいずれも宮崎県椎葉村



ドローンによる捜索



消防団員等による土砂撤去活動



消防団員等によるダム湖搜索活動



消防団員等による河床搜索活動

(イ) 消防団

宮崎県や鹿児島県内の市町村をはじめ、台風の被害が予想された多くの市町村において、消防団は、大雨に備え、住民に対して早期の避難を呼び掛けるとともに、危険箇所の警戒活動等を実施した。

また、大規模な土砂崩れが発生した宮崎県椎葉村では、同村が消防本部・消防署が設置されていない非常備町村であることから、椎葉村消防団が中心となり、村役場や隣接する諸塚村の消防団、地元の建設事業者等とともに、土砂撤去活動や、ドローン・ボートを用いた河川・ダム湖の搜索などの救助・搜索活動が行われた。

海道胆振東部地震をはじめとする近年の自然災害は、大規模停電の発生、空港ターミナルの閉鎖など、国民の生活・経済に欠かせない重要なインフラの機能喪失を生じさせた。

これらの教訓を踏まえ、政府は、重要インフラがその機能を発揮することにより、国民の生命を守り、社会経済活動を維持するため、特にインフラ関連設備の設置状況や代替機能の確保状況など、重要インフラの緊急点検を行った。

その結果等を踏まえ、政府は、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を3年間で集中的に実施することとし、平成30年12月14日、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下、特集において「3か年緊急対策」という。）を閣議決定した。

消防庁からは、3か年緊急対策として6つの施策を位置付けているところであり、平成30年度から令和2年度までの3か年において、合計106.6億円かけて対策を行っているところである。

以下において各々の施策の概要について説明することとする。

3

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」における消防庁の取組

(1) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の閣議決定 ……………

近年、我が国は豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北

(2) 3か年緊急対策における消防庁の施策 …

ア 大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策

緊急消防援助隊が出動した平成30年7月豪雨での浸水地域における救助活動や夏季の過酷な気象条件下での長期の活動、平成30年北海道胆振東部地震での大規模な土砂崩れ等による救助活動を踏まえ、大規模風水害や土砂災害に対応した、効果的な消防活動に必要な車両・資機材を各都道府県やブロックごとに整備



水陸両用バギーを活用した搜索活動
(大阪市消防局提供)



高機能救命ボート

するとともに、消防機関の対応能力向上のため、実践的な実動訓練を行っている。また、緊急対策で整備した特殊車両等は、平成31年3月に改定した基本計画において新設された土砂・風水害機動支援部隊における編成車両等として位置付けられている。

なお、土砂・風水害機動支援部隊は令和2年10月1日時点において、44都道府県で運用されている。

令和元年度までに、浸水地域や土砂崩落現場で活動する水陸両用車など特殊車両25台、高機能救命ボート36台等を配備しており、令和2年7月豪雨において、本対策にて整備した特殊車両等を活用することにより消防活動が行われるなど、本対策が人命救助に寄与している。

令和2年度においても、年度末までに、浸水地域や土砂崩落現場で活動する水陸両用車など特殊車両27台、高機能救命ボート14台を配備する予定である。



ヘリコプター動態管理システム

イ 大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策

近年多発する大規模災害を踏まえ、被害状況の早期把握・孤立地域での救助活動などで活用される消防防災ヘリコプターの運航の安全性向上及び航空消防防災体制の充実強化を図っている。具体的には、ヘリコプター動態管理システム地上端末の追加配備及び既存端末の更新を行い、大規模災害時の効率的な部隊運用及び運航の安全性向上を図るとともに、長野県及び群馬県における墜落事故を踏まえた安全運航体制の検討を行った上で、航空消防防災体制の充実強化を図っている。

令和元年度末までに、地上端末57台の追加配備及び既存端末の更新を行った。令和2年7月豪雨では、本対策にて整備したヘリコプター動態管理システム地上端末を活用することにより、効率的な部隊運用が行われるなど、本対策が人命救助に寄与している。

ウ 地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策

近年、災害が多様化、大規模化する中で、地域防災力の中核的存在として、消防団の果たす役割はますます大きくなっている。

そこで、訓練の実施等を通じて消防団の災害対応能力の向上を図るため、救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車等は無償で消防団に貸付け整備する事業を実施し、令和元年度末までに、141台を整備し、令和2年度末までに、追加で47台を整備する予定である。

加えて、消防団において、例えばトランシーバー等、特に配備が必要な救助用資機材等^{*17}の整備を促進するため、国庫補助制度を創設した（「消防団設備整備

*17 具体的には、AED、チェーンソー、エンジンカッター、油圧切断機、ジャッキ及びトランシーバーを指す。また、令和元年房総半島台風（台風第15号）や令和元年東日本台風（台風第19号）等における消防団の活動状況等を踏まえ、令和元年12月、発電機やボート、投光器等を補助対象資機材として追加した。



救助用資機材等搭載型消防ポンプ自動車*18



消防団設備整備費補助金の補助対象資機材の例

費補助金」(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業))。本補助金は、市町村の事業費全体の3分の1を補助するものであり、また、残りの地方負担分に対しても特別交付税措置(措置率0.8)を講じている。令和元年東日本台風(台風第19号)の際には、宮城県南三陸町において消防団員が本補助金で整備したチェーンソーを使用して倒木の除去活動を行うなど、本対策の効果が現れている。

令和2年度も引き続き、これらの貸付事業や補助金を通じ、消防団の装備の充実及び災害対応能力の向上を進めている。

工 災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策

地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎

特集 1-4 表 耐震率・非常用電源設置率

	耐震率	非常用電源設置率
災害対策本部設置庁舎	82.4% (※1)	92.8% (※3)
消防庁舎	92.6% (※2)	95.7% (※4)

※1 平成31年3月31日現在 ※2 平成31年3月31日現在
 ※3 令和元年6月1日現在 ※4 令和元年10月1日現在



耐震化

浸水に対する対策例

屋上に非常用電源を設置

発電機

エンジン

エンジンや燃料庫などを屋上に設置し、浸水対策を講じている。

提供：佐賀広域消防局

地震に対する対策例

耐震化されている建物内にアンカーボルトにて固定

拡大写真

アンカーボルト

提供：尼崎市消防局

非常用電源の災害への対策例

*18 救助用資機材等搭載型消防ポンプ自動車：救助用資機材等(消防団設備整備費補助金の補助対象資機材の一部)を搭載した消防ポンプ自動車をいう。

は、災害発生直後から被害情報収集や各種の応急対策を展開する拠点となるものであり、地震、風水害等の災害の発生に備えてこれらの庁舎における業務継続性を確保しておくことが極めて重要であることから、耐震化及び非常用電源の整備促進を図っている。本対策は緊急防災・減災事業債による地方財政措置を講じており、消防庁としては、継続的な調査により各地方公共団体の取組状況を把握し、地方財政措置を活用しながら対策を早期に実施するよう働き掛けてきた。

令和元年房総半島台風（台風第15号）では、配電設備の故障等により広範囲に停電が発生したが、本対策の期間中に整備した非常用電源により庁舎に電力を供給し、必要な災害対応を実施した市があるなど、本対策の効果が現れた。

令和2年度においても、災害対策本部設置庁舎等の耐震化又は非常用電源の整備がなされていない地方公共団体に対し、早期の対策実施を働き掛けている。

オ 自治体庁舎等における非常用通信手段の確保に関する緊急対策

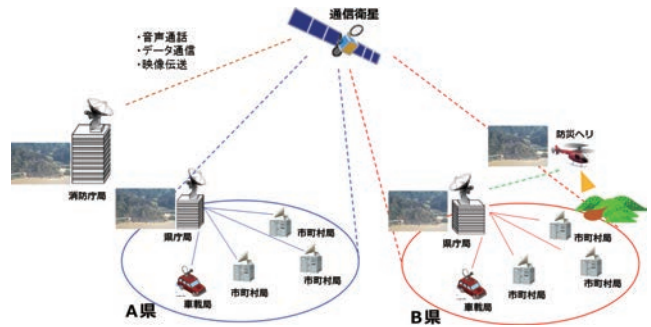
平成30年北海道胆振東部地震等において、地上の電話網が途絶し、唯一残された衛星通信回線を用いて被害情報の把握を行った市町村が複数あったことから、全国の都道府県、市町村及び消防本部を対象に、非常用通信手段の整備状況等の緊急点検を行った。

点検の結果、地上通信網が被災した際に使用可能な衛星通信回線を用いた非常用通信手段（特集1-6図）が確保されていない市町村・消防本部が全国で約200箇所存在することが判明したことから、衛星通信設備の整備等に係る緊急対策を実施している。具体的には、衛星通信回線を用いた非常用通信手段を持たない地方公共団体に対して衛星通信設備等を整備するよう働き掛けを行っているほか、従来よりも高性能で安価な衛星通信ネットワークの次世代システムについて普及推進の取組を進めている。特に、衛星通信ネットワークの次世代システムについては令和元年度よりモデル事業を実施しており、令和元年6月にモデル事業の対象都道府県として高知県を選定し、令和2年6月までに県庁、市町村、消防本部において衛星通信機器の整備

を完了した。これらの取組を通じて、次世代システムの整備に係る技術的課題の抽出やコスト面の検討などを行い、得られた成果を都道府県等の関係者へ情報提供している。

令和2年度は次世代システムについて、各種実証を通じて災害対応業務における有用性の検証を行っている。なお、本対策については緊急防災・減災事業債による地方財政措置も活用しながら推進している。

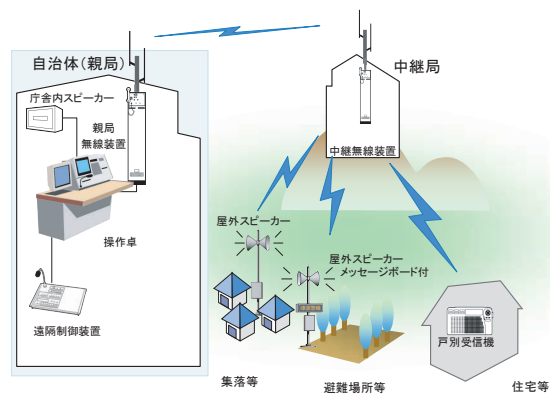
特集1-6図 非常用通信手段の確保（イメージ図）



カ 高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策

平成30年7月豪雨を踏まえ、豪雨災害時に速やかに避難することが求められる地域において、避難勧告等の情報が届きにくい高齢者世帯等に確実に情報を伝えられるようにすることが重要である。このため、防災行政無線等^{*19}が整備されているものの、戸別受信機等^{*20}が未配備の市町村（250団体程度）において、それらの配備を促進することにより、情報伝達の確実性の向上を図っている。市町村が戸別受信機等を配備するに当たって、緊急防災・減災事業債及び特別交付税による地方財政措置を講じており、令和元年度末時

特集1-7図 戸別受信機（イメージ図）



*19 防災行政無線等：市町村防災行政無線（同報系）及びMCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャーやV-Lowマルチメディア放送を活用した同報系システムをいう。
 *20 戸別受信機等：市町村防災行政無線（同報系）の戸別受信機及びMCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャーやV-Lowマルチメディア放送を活用した同報系システムの屋内受信機（防災情報を受信して自動起動するもの）をいう。

点で未配備の市町村は 202 団体となっている。

令和元年東日本台風(台風第 19 号)等の風水害の際、屋外スピーカーからの音声が聞こえにくい状況において、戸別受信機等が活用される等、屋内に設置する戸別受信機等は、市町村から住民に確実に災害情報等を伝達するために有効である。

令和 2 年度においても、戸別受信機等の配備が進んでいない市町村を対象に無償貸付による配備支援等を進めるとともに、各地方公共団体に対して災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業等を通じた技術的助言や、地方財政措置の活用を働き掛けることにより、戸別受信機等の配備を進めている。

(3) 今後の取組

3 か年緊急対策は平成 30 年度から令和 2 年度までとされている。大規模化する災害に対応するためには、3 か年緊急対策を着実に実行する必要がある。また、策定後に明らかになった課題も踏まえ、引き続き消防防災力・地域防災力の強化を図る観点から、緊急消防援助隊の充実や消防団を中核とした地域防災力の充実強化など、消防庁として必要な施策を講じていく。